

## 官庁営繕事業における景観検討の基本方針（案）

### 第1 目的

本基本方針（案）は、官庁営繕事業の実施にあたって、「官庁施設の基本的性能基準」（平成18年3月31日付け国営整第156号、国営設第162号）に定める「景観性に関する性能」（以下「景観性能」という。）の水準を確保するための手順や体制に関する方針を示すことにより、地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮した良好な景観形成に資する官庁施設整備を推進することを目的とする。

### 第2 適用

本基本方針（案）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の営繕部（沖縄総合事務局にあつては営繕課）が行う官庁施設整備に適用する。

### 第3 位置づけ

(1)本基本方針（案）は、「営繕事業のプロジェクトマネジメント要領」（平成18年3月31日付け国営整第166号）（以下「マネジメント要領」という。）に基づき、官庁施設整備における景観性能の確保に係る事業実施の手順等に関する方針を示すものである。

(2)国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて景観検討に関する実施要領等を定めることができる。

### 第4 定義

(1)本基本方針（案）において「景観検討」とは、企画立案段階における景観整備の方針の策定と設計への反映、その方針に基づく工事施工と工事完成後の施設の景観性能の維持・保全をいう。

(2)本基本方針（案）において「景観検討区分」とは、事業ごとに適切な景観検討を行うため、整備対象施設の景観性能の分類及び事業内容に応じて設定する景観検討の程度に関する区分をいう。

(3)本基本方針（案）において「担当者」とは、マネジメント要領の第2に示す担当者をいう。

(4)本基本方針（案）において「学識経験者等」とは、整備対象施設が立地する

地域の景観形成等に関する知識や経験を有する学識経験者や有識者をいう。

- (5)本基本方針（案）において「企画書」とは、「官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領」（平成19年3月26日付け国営整第151号、国営設第139号）の別紙1をいう。
- (6)本基本方針（案）において「プロジェクト管理委員会等」とは、マネジメント要領の第2（4）に示すプロジェクト管理委員会等をいう。

## 第5 景観検討区分の分類

- (1)本基本方針（案）の対象事業の景観検討区分は、重点検討事業、一般検討事業、検討対象外事業の3種類とする。対象事業に関する景観検討区分の分類はプロジェクト管理委員会等において決定する。分類の判断にあたっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。
- (2)重点検討事業は、以下のいずれかに該当する事業とする。
  - a)景観性能の分類Ⅰに該当する施設を新築する事業
  - b)景観性能の分類Ⅰに該当する施設の外観等の視覚的要素に大幅な改変を加える事業など、事業の実施により、対象施設の周辺地域の景観に大きな影響を与えるおそれがある事業
  - c)その他、事業の実施を通じて、対象施設の周辺地域の良好な景観形成に寄与する必要があると考えられる事業
- (3)検討対象外事業は、当該事業の実施による対象施設の外観等の視覚的要素への影響が、将来にわたって生じないか又は極めて小さい事業とする。ただし、周辺条件の変化や計画・設計の変更によって景観への影響が生ずることが見込まれるようになった場合には、本基本方針（案）に基づき適切な景観検討を行うものとする。
- (4)一般検討事業は、重点検討事業及び検討対象外事業以外の事業とする。

## 第6 重点検討事業の景観検討

重点検討事業にかかる景観検討は、当該事業の実施によって対象施設の所要性能（景観性能を含む）が、妥当なコストでバランス良く実現されるよう配慮しつつ、企画立案段階で景観整備方針を定め、それ以降のマネジメント要領の各段階においては、当該方針の反映状況を確認しながら事業を推進する。その際、「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」を参照する。

### (1)企画立案段階（事業化以降）

担当者は、事業の実施場所の周辺の景観や土地利用状況、地域における景

観形成の目標像、景観に関する規制等の把握した上で、事業における景観性能の水準の確保に関する基本的な考え方や方向性をとりまとめ、景観整備方針（案）を作成すること。その際、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」（平成19年3月30日付け国官総第870号、国官技第339号）（以下「公共事業版基本方針（案）」という。）に定める「景観整備方針（重点検討事業版）」を用いること。景観整備方針（案）の作成にあたっては、学識経験者等又は地方公共団体から意見を聴取する。

担当者は、作成した景観整備方針（案）を企画書「2-1 水準適用表」の「景観性」に関する特記事項として位置づけ、プロジェクト管理委員会等の議を経てその内容を確定し、必要に応じて公表する。

## (2) 設計マネジメント段階

担当者は、設計業務の委託にあたり、事業の実施により実現すべき景観性能の水準及び景観整備方針を、設計業務の受注者に企画書により明示する。また、景観性能に関して、企画書の内容に沿った設計が行われていることを、設計説明書等の該当部分の内容確認を通じて確認する。その際、工事完成後の施設の外観等が、施設の周辺地域の景観とともに把握できる透視図等を用いて景観予測を行う。また、事業の実施による周辺地域の景観への影響について地方公共団体や地域住民等に説明し、必要な調整を図る。

重点検討事業のうち、シビックコア地区整備計画に位置づけられている事業などの周辺地域の景観形成に与える影響が大きいと考えられる事業（国土交通省大臣官房官庁営繕部が行う事業を除く。）については、設計完了後に、必要に応じて公共事業版基本方針（案）に基づき地方整備局等において開催される「景観アドバイザー会議」に対して検討状況を報告する。なお、同基本方針（案）に基づき地方整備局等に設置される「景観評価委員会」において、景観アドバイザー会議の事前検討が行われる場合には、景観アドバイザー会議に報告しようとする事業の検討状況を同委員会に説明する。

## (3) 施工マネジメント段階

担当者は、事業の実施により実現すべき景観性能の水準及び景観整備方針の内容を、自ら理解するとともに工事関係者との共有化を図る。また、外装材の色彩や質感など、設計図書等に十分に表現されない内容について、景観整備方針に沿ったものとなるよう設計者等と十分な調整を行う。また、工事完了後速やかに、施設の外観等が景観性能の水準を満たしていることを確認する。その際、必要に応じて顧客満足度調査等を実施する。

重点検討事業のうち、シビックコア地区整備計画に位置づけられている事業などの周辺地域の景観形成に与える影響が大きいと考えられる事業（国土交通省大臣官房官庁営繕部が行う事業を除く。）については、工事完成後に、

必要に応じて「景観アドバイザー会議」に対して検討状況を報告する。なお、「景観評価委員会」において、景観アドバイザー会議の事前検討が行われる場合には、景観アドバイザー会議に報告しようとする事業の検討状況を同委員会に説明する。

#### (4) フォローアップ段階

担当者は、必要に応じて景観性能に関する事後評価を行うとともに、事業の実施により実現された施設の景観性能が、長く施設の周辺地域において親しまれるよう、施設の管理者に対して当該施設の使用や保全に関する情報提供等の支援を行う。

### 第7 一般検討事業の景観検討

一般検討事業にかかる景観検討は、当該事業の実施によって対象施設の所要性能（景観性能を含む）が、妥当なコストでバランス良く実現されるよう配慮しつつ、企画書において景観性能の水準の確保に関する内容を記載し、それ以降のマネジメント要領の各段階においては、その反映状況を確認しながら事業を推進する。その際、「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」を参照する。

#### (1) 企画立案段階（事業化以降）

担当者は、事業の実施場所の周辺の景観や土地利用状況、地域における景観形成の目標像、景観に関する規制等の把握した上で、事業における景観性能の水準の確保に関する基本的な考え方や方向性をとりまとめ、企画書に「2-1 水準適用表」の「景観性」に関する特記事項等として記載し、プロジェクト管理委員会等の議を経てその内容を確定すること。その際、必要に応じて学識経験者等から意見を聴取する。

#### (2) 設計マネジメント段階

担当者は、設計業務の委託にあたり、事業の実施により実現すべき景観性能の水準及び景観性能に関する特記事項を、設計業務の受注者に企画書により明示すること。また、景観性能に関して、企画書の内容に沿った設計が行われていることを、設計説明書等の該当部分の内容確認を通じて確認する。また、必要に応じて、事業の実施による周辺地域の景観への影響について、地方公共団体や地域住民等に説明して調整を図る。

一般検討事業については、原則として「景観アドバイザー会議」への検討状況の報告は行わない。

#### (3) 施工マネジメント段階

第6(3)に同じ。ただし、「景観整備方針」を「景観性能に関する特記事項

の内容」に読み替える。

また、原則として「景観アドバイザー会議」への検討状況の報告は行わない。

- (4) フォローアップ段階  
第6(4)に同じ。

## 第8 景観整備方針の修正

重点検討事業における景観整備方針は、対象事業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。ただし、見直しに当たっては、対象事業に係る景観性能の確保の取り組みに関する一貫性を確保するため、当該事業に関して既に検討済みの内容と、景観整備方針の修正内容の整合を図るとともに、見直しの過程が分かるようにする。

担当者は、景観整備方針の見直しにあたって学識経験者等又は地方公共団体の意見を聞くものとし、景観整備方針を修正した際には、必要に応じてその内容を公表する。

## 第9 検討成果の公表

重点検討事業の景観性能の確保に係る取組み状況については、必要に応じて公表する。

## 第10 既存の景観検討の仕組みの取り扱い

シビックコア地区における庁舎整備など、事業の特性を踏まえ、別途、学識経験者等を含む委員会等により景観に関する内容を含む計画等の検討または策定を行っているか、同計画等に基づいた事業実施を推進している場合は、本基本方針（案）に基づき景観検討を行っているものと見なすことができる。

## 第11 基本方針（案）の見直し

本基本方針（案）は、地方整備局等における取組み状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

## 附則

本基本方針（案）は平成19年4月1日より適用する、ただし、既に設計・施工段階等にある事業については、その状況に応じて、可能な限り対応するものとする。